

## 令和6年度

### 高島市森林境界明確化（航測法）業務プロポーザル実施要領

#### 1 目的

この要領は、高島市森林境界明確化（航測法）業務の委託事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり必要な事項を定める。

#### 2 業務の概要

業務名 高島市森林境界明確化（航測法）業務委託

業務内容 高島市森林境界明確化（航測法）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。

業務期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

委託料 7,070,000円（消費税抜き）以内とする。

#### 3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始または破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人及びその役員が、高島市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 本業務委託の公告日から契約締結日までの間において、当組合の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 滋賀県内に本店、支店または営業所等を設置していること。
- (8) 令和6年度高島市競争入札参加資格名簿（測量・建設コンサルタント等業務：測量一般、地図の調製、森林土木）に記載されている者であること。
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業者の登録を行っており、かつ、建設コンサルタント登録を行っている者であること。
- (10) ISO9001（品質管理）、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメント）、Pマークを取得していること。

(11) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した森林境界明確化業務又は森林境界候補図作成業務で、令和元年4月1日以降から、この業務の入札告示日までの間に履行が完了した履行実績を最低1件有する者であること。ただし、受注形態は、単体であるか共同企業体であるかは問わない。

(12) 次の要件を満たす技術者を配置できるものであること。

・管理技術者は、測量法に基づく測量士かつ個人情報保護士の有資格者であり、(11)に示す業務の実績を有した者であること。

・照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者であること。

・上記の技術者は、開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(13) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

#### 4 スケジュール

(1) 公募開始日	令和6年8月 9日 (金)
(2) 質問受付期限	令和6年8月19日 (月) 17時まで
(3) 参加表明書提出期限	令和6年8月26日 (月) 17時まで
(4) 企画提案書提出期限	令和6年9月 6日 (金) 17時まで
(5) プレゼンテーション (予定日)	令和6年9月10日 (火) 13時30分から
(6) 結果通知	令和6年9月中旬

#### 5 応募手続き等

(1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること

① 高島市森林組合公式ホームページからダウンロード

② 高島市森林組合の窓口での受け取り

(2) 応募に係る質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票 (様式第5号) により電子メールにて提出すること。

受付期限 令和6年8月19日 (月) 17時まで

提出先 「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載されたメールアドレスに、提出すること。

回答 質問受付後、8月23日 (金) までに、森林組合ホームページで回答を行う。

### ( 3) 参加手続き

本業務への参加を希望する者は、次の書類を提出すること（各1部）。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 法人登記簿の謄本（発行後3か月以内のもの）
- ③ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（発行後3か月以内のもの）
- ④ 税情報確認同意書（様式第2－1号）
- ⑤ 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第2－2号）
- ⑥ 会社概要及び業務登録状況（様式第3号）
- ⑦ 業務実績調書（様式第4号）

提出期限 令和6年8月26日（月）17時まで

提出先 「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかの方法で提出すること。

### ( 4) 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、「6 企画提案書の作成及び留意事項」を熟読の上、企画提案書等を提出すること。

## 6 企画提案書の作成及び留意事項

### ( 1) 企画提案書の規定

- ① A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。項数は15ページ以内（表紙、目次は含まない）で簡潔にまとめること。（A3版による折込項の挿入は可とするが2ページとして換算する。白黒・カラーどちらでも可。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。）
- ② 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入すること。

### ( 2) 企画提案書

企画提案書は、以下の記載事項について簡潔に記載するものとする。

- ① 企画提案書表紙（様式第6号）
- ② 業務実施体制（様式第7－1号）
- ③ 業務実施体制（配置予定技術者の業務経歴）（様式第7－2号）
- ③ 提案書記載内容（任意様式）
  - ・業務の実施方針・実施フロー・工程表
  - ・業務実施方法（仕様書に示す作業内容）

・その他有益な提案

④ 価格提案書 (様式第8号)

価格提案書は、内訳明細書を添付して提出すること。

(3) 提出部数

企画提案書については、表紙、目次、①～④を一括りとして、○部提出すること。  
また、提出書類をPDF化した電子データ (CD-RまたはDVD-R) も併せて提出すること。

(4) 提出期限

令和6年9月6日 (金) 17時まで (必着)

(5) 提出方法

持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとする。

(6) 提出先

「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで

(7) 留意事項

企画提案書等を受理した後の加筆・修正等は原則認めない。

## 7 受託者の選定

参加者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する選定委員会を開催する。評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、見積書の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。

(1) 選定基準

令和6年度高島市森林境界明確化 (航測法) 業務プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行うものとする。

(2) プレゼンテーションの概要

プレゼンテーション審査は次のとおり実施予定である。

日 時：令和6年9月10日 (火) 13:30-

場 所：高島市森林組合 会議室

日時及び場所の詳細については、決定後文書にて通知する。

所要時間：30分 (説明20分、質疑10分)

プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

(3) プレゼンテーションの留意事項

① 出席者数は、1提案者あたり3名以内とし、担当技術者が、プレゼンテーションを主体的に行うこと。他の者は、補足説明および質疑応答に対応すること。なお、

プレゼンテーション後において、本業務の担当者の変更は原則として認めない。

- ② 提出された企画提案書以外の追加資料の提出は認めない。ただし、パワーポイントなどで説明用の資料を作成することは認める
- ③ プロジェクター及びスクリーンは本組合で準備する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要な機器は、各提案者で用意すること。

#### (4) 選定結果の通知

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに、ホームページにより公表する。  
なお、電話による結果の回答は行わない。

### 8 契約

#### (1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに当組合と契約交渉にあたり、委託内容等について協議し、協議が整い次第、委託料上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場合において、優先交渉権者から新たに見積書を徴収し、また、契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

### 9 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。自己都合により参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

### 10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒520-1412 高島市朽木野尻364-2

高島市森林組合 担当：清原、桂田

TEL 0740-38-2214

FAX 0740-38-3277

メール kiyohara@takashima-forest.jp